
中間整理報告書 参考資料

令和 8 年 7 月

青少年インターネット環境整備法の在り方等に
関する検討ワーキンググループ

青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループ中間整理報告書（概要）

基本的な考え方

- 単にリスクを排除し安全を確保するのではなく、こどもが安心して学び、成長し、自らの可能性を広げることができる環境を実現する観点から推進
- 多様化・複雑化するリスクに対し、特定のリスクのみに着目するのではなく、OECDの5つのリスク類型を踏まえ、漏れのない形で総合的に対応
- 法律による対応に加え、関係府省庁の取組、事業者の自主的な取組、保護者や教育関係者による支援、リテラシー教育の充実など多様な施策を総合的に推進

①法目的等の論点

I. 法目的や理念にかかる論点

- 有害な影響の防止のみならず、こどもの健全な成長と権利擁護を法目的等に位置づけ
- こどものウェルビーイング実現を法目的・基本理念に反映
- OECDによる5つのリスク類型を基本視点に位置付けて包括的に対応

II. 青少年有害情報、有害なおそれがある機能

【青少年有害情報の考え方】

- 今日のリスク環境に照らして再整理が必要
- その際、健全な成長や発達への影響の観点を重視
- ガイドライン等柔軟な手法を活用し、具体的な内容を提示できるよう検討することが重要
- その際、関係者が幅広く参画することが必要

【こどもに有害なおそれのある機能への対応】

- 情報に加えてサービスの機能や設計（レコメンド機能や無限スクロール等）も視野に入れた包括的な制度体系へ転換すべき
- ガイドライン等柔軟な手法を活用し、具体的な内容を提示できるよう検討することが適当

②適切な保護に向けた論点

I. リテラシー向上、社会全体の取組強化

- 技術的保護手段とリテラシー向上を両輪とし、こどもの主体的な知識・判断力・行動力を育成
- 家庭や学校教育の取組強化に加え、国や地方公共団体、事業者等全てのステークホルダーが社会全体としてリテラシー向上の取組を強化

II. 事業者の役割のリバランス

【フィルタリングを含む技術的保護手段】

- OS事業者が提供するペアレンタルコントロール機能の有用性を踏まえて「技術的保護手段」として法的位置付けを整理・検討
- その上で、OS事業者に「技術的保護手段」の提供義務を課す等の対応も検討する必要

【SNS等プラットフォーム事業者に求める措置】

- 一定の事業者に、リスク評価、保護措置、透明性確保及び継続的な改善を一体的に促す仕組みについて検討していくことが適当
- こうした仕組みの実効性を確保するため、行政上の措置やこれらに違反した場合の罰則等についても検討することが適当
- 保護措置の前提となる年齢確認については、確認の段階・方法・レベルについて検討が必要
- 一定年齢未満の者のSNS利用を制限する法的な制度の是非は政府において引き続き議論

③ガバナンスの強化の必要性

I. こどもの保護に係る基本指針（仮）の提示

- OECDによる5つのリスク類型を踏まえ、「年齢や発達段階に応じたこどもの保護の在り方」に関する基本指針（仮）を国として策定
- こども・保護者・学校・地方公共団体等が共通して参照できるようすることが必要

II. 官民連携スキームの設置

- 事業者・教育関係者・有識者等による官民連携スキーム（官民連携協議会等）の構築を検討する必要
- 官民連携スキームでは、基本指針等の策定等への意見提出等の機能を持つことを期待
- 官民連携スキームの運営体制や財務基盤の確保についても検討する必要

III. 制度の不断の見直し

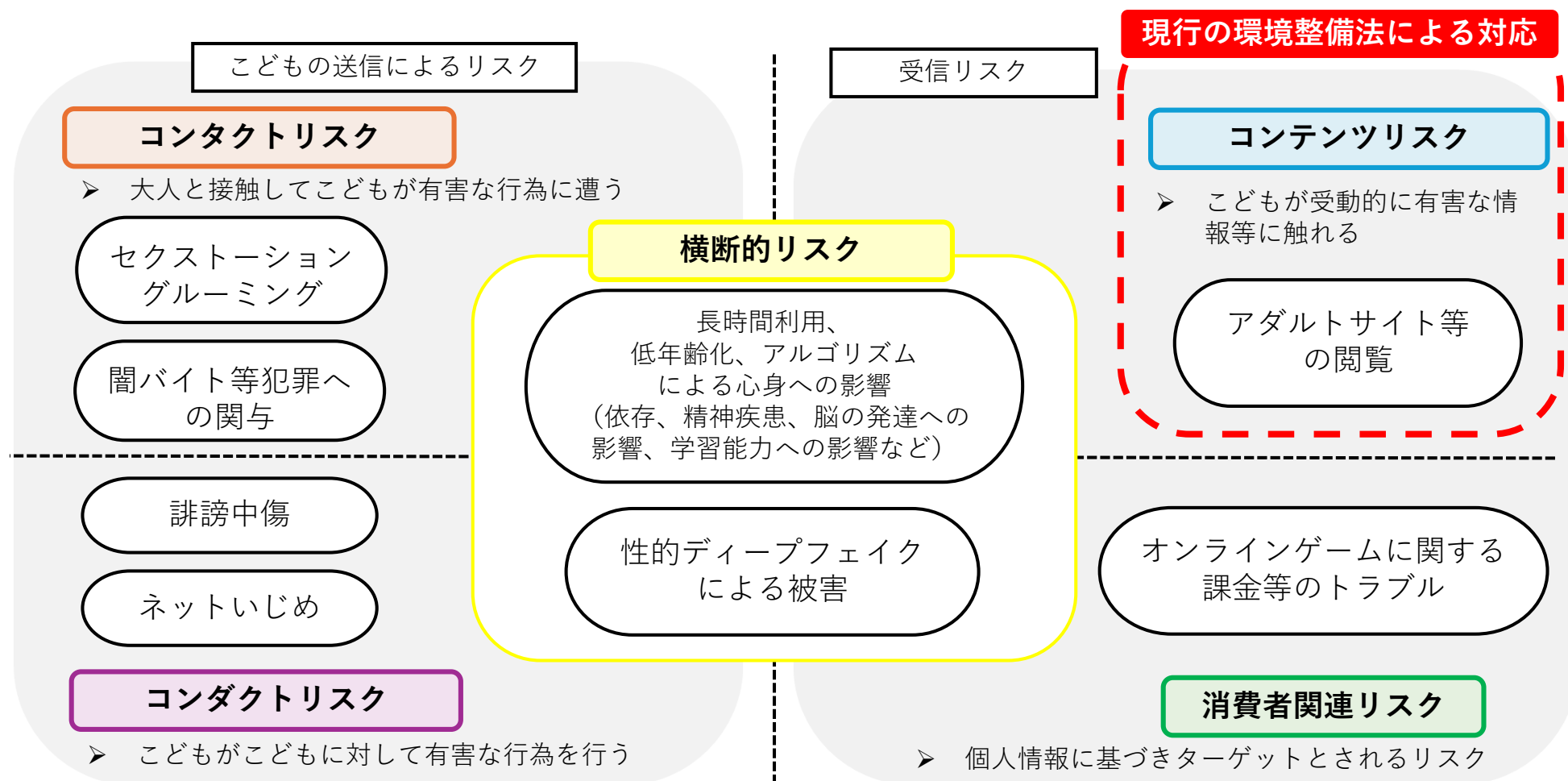
- こどものインターネット利用をめぐる環境が今後も継続的に変化することを前提として、制度の不断の見直しを行う仕組みを構築することが適当
- このため、科学的知見の蓄積や諸外国における制度動向を把握しておく必要

今後の検討課題について

- 令和8年12月を目途とする最終報告の取りまとめに向け、技術的保護手段の具体化に加え、SNS等プラットフォーム事業者に求める措置等の具体的内容にかかる論点について重点的に検討し、制度の具体化に向けた方向性を整理
- 法律、基本指針（仮）、基本計画及びガイドライン（仮）等がそれぞれ果たすべき役割や相互の関係を明らかにする
- 法の改正に加えて、課題と論点の整理に示された8つの柱（5つのリスク）等を踏まえた包括的な政府の取組を求めるとともに、親会である「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」においてこれらをフォローアップする

多様化・複雑化するリスクに対する現状の制度

- こどものインターネット利用を巡って多様化・複雑化しているリスクは、OECDの整理に従い、コンテンツリスク、コンダクトリスク、コンタクトリスク、消費者関連リスク、横断的リスクに分類できる。
- このうち、**青少年インターネット環境整備法が対応しているのはコンテンツリスクのみ**。（携帯電話事業者による閲覧防止のためのフィルタリング義務）さらに、フィルタリングについても、現状の多様なネットワークサービス（アプリ含む）の中で、十分に機能を果たしていないという現状もある。
- また、**具体的な被害が発生した場合（加害主体が明確な場合）には、各個別法の適用によって対応しているが、未然防止という観点では、環境整備法も含めてこどもの送信にかかるリスクや横断的なリスク等には対応できていない。**

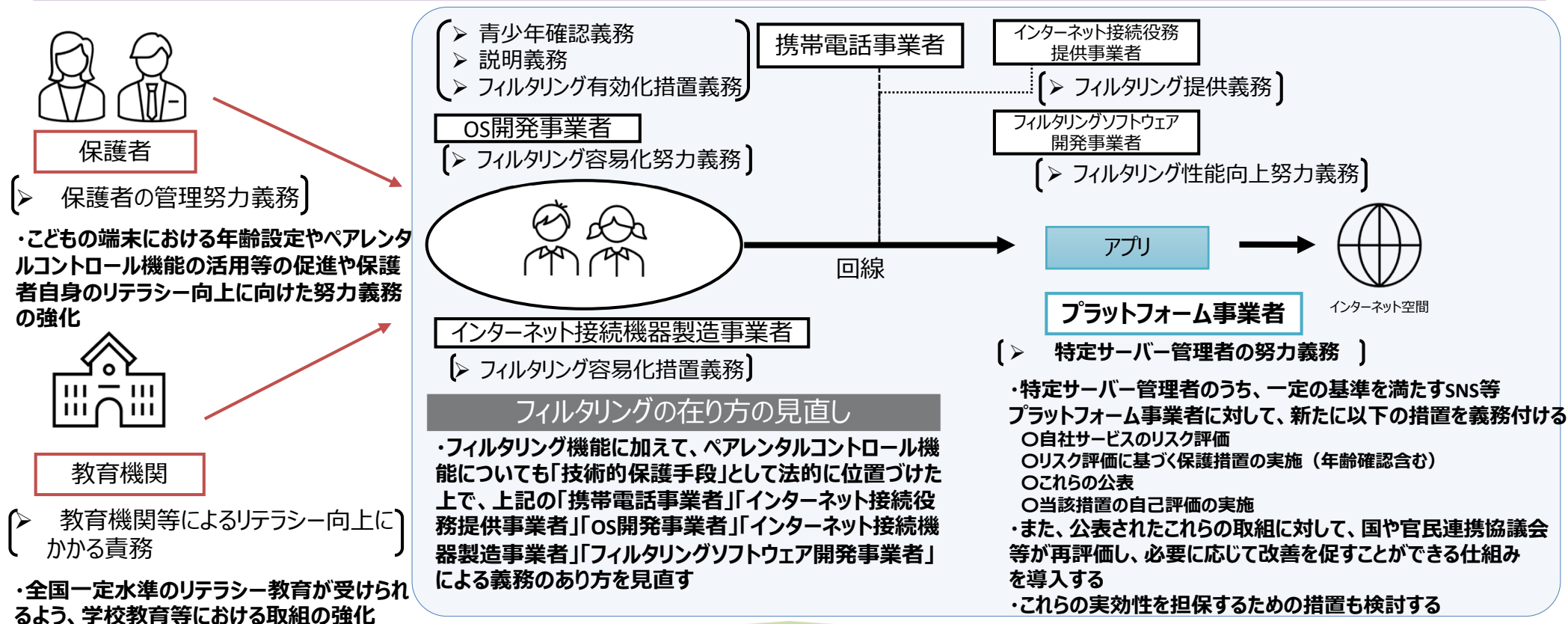


青少年インターネット環境整備法見直しの方向性について

法目的等の見直し

- 昨今のネット環境の変化に応じた法目的・基本理念の見直し（OECDの5つのリスク類型等を踏まえ、包括的に対応）
- 「青少年有害情報」の例示規定の見直し、有害なおそれのある「機能」や「設計」についても言及
- 関係者の責務規定の見直し

適切な保護に向けた見直し



ガバナンスの強化

- 社会環境変化を踏まえた制度全体の定期的な見直しを前提とした制度とする
- 「年齢と発達段階に応じた青少年の保護の在り方についての一定の考え方」として、国が「基本指針（仮）」を策定する
- 以下のような機能を持つ、**官民が連携した組織（官民連携協議会等）を設置する**

①官民が参照する「基本指針（仮）」等の策定における意見聴取 ②事業者規制や基本計画の在り方への提言 ③中長期的な調査研究や学術基盤の強化等の政策提言 等

青少年インターネット環境整備法見直しに伴う全体像

現行法見直しのポイント

法目的等の見直し

- ・受信リスク前提の現行法の法目的や理念について昨今のネット環境への対応
- ・現行の青少年有害情報の例示の範囲についての対応（機能、設計（例：アルゴリズム）を含む）

適切な保護に向けた見直し

- ・保護者の管理努力義務の強化、保護者・こどものリテラシー向上、学校教育の取組強化
- ・事業者の役割リバランス
- ①フィルタリングからペアレンタルコントロール機能提供の強化へ
- ②SNS等プラットフォーム事業者に対するリスク評価、青少年保護措置及びそれらの公表等の義務付け、国や官民連携協議会等による再評価、これらの具体的内容の方向性を示すガイドライン（仮）の策定

ガバナンスの強化

- ・社会環境変化を踏まえた制度全体の定期的な見直し
- ・あらゆるステークホルダーが参照する「基本指針（仮）」を国が策定
- ・政策提言等を担う官民連携協議会を創設

基本計画

- インターネット上の多様なリスクからこどもを守るため、「工程表」を土台として国が実施すべき具体的な施策について、5つのリスクに対応する構成に組替え、内容を抜本的に充実させたものとする。

プラットフォーム事業者 規制にかかるガイドライン（仮）

年齢確認の考え方・方法

リスク評価項目の例示

青少年保護措置の例示

自己評価の考え方

公表の粒度や手法の例示

等

基本指針（仮）

学齢等に応じた
教育コンテンツの活用の在り方

インターネットの特徴を踏まえた
適切な活用方法や避けるべき使い方

リテラシー向上に資する施策、取組

等

トラブルが起きた際の
対応の在り方

ペアレンタルコントロールの
必要性

乳幼児等低年齢層の
インターネット利用に
かかる基準

共通事項：OECDの5つのリスク類型を踏まえ、官民あらゆるステークホルダーが参照することを前提に、例えば以下のような点について政府から考え方を示す。

- ・年齢と発達段階に応じた青少年保護の在り方
- ・「青少年有害情報」にかかる解説
- ・ステークホルダーごとの役割

等

国・地方自治体

様々な事業者

教育機関

こども・保護者

⇒ 上記の全体像を示すものとして「基軸（仮）」をとりまとめることとする。